

令和9年4月に向けた 新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）一覧 【小規模保育事業・家庭的保育事業】

・取消し線の地域は、小規模保育事業の整備が決定したエリアです。

「新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」に所在する保育所等・幼稚園を対象とした「受入枠確保に関するアンケート」結果を踏まえ、既存の保育所等・幼稚園の活用のみで受入枠を確保することが困難な地域において、新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）として設定しています。

今後の整備募集や利用申請の状況等により、変動する場合があります。

新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）【小規模保育事業・家庭的保育事業】

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【羽沢横浜国大駅周辺地域】 羽沢町、羽沢南一～四丁目	磯子	【新杉田駅周辺地域】 杉田一～五丁目、新杉田町、中原三丁目及び四丁目
緑	【鴨居駅周辺地域】 鴨居一～四丁目（JR線線路より南側かつ鴨居上飯田線より東側）	泉	【立場・中田駅周辺地域】 和泉中央北一～三丁目、和泉中央南一～三丁目、白百合一～三丁目、中田町、中田東一～四丁目、中田西一～四丁目、中田南一～四丁目、中田北一～三丁目
瀬谷	【瀬谷駅周辺地域】 本郷二丁目及び三丁目、中央、相沢一丁目及び四丁目、瀬谷二～五丁目、橋戸一～三丁目		

※ 対象範囲は記載の町丁目全域ではありません。詳細な範囲についてはお問い合わせください。

【整備か所数について】

各エリアの整備については、他の整備事業募集の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し、令和8年度予算を上限とします。

【お問合せ先】

<新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）や設備基準・申請に関すること>

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

※横浜保育室からの移行に関しては、上記エリア外での申請も受付けます。